

には、2学年間を見通して、その内容をいずれかの学年に分けて指導したり、いずれの学年においても指導したりできるようにするとともに、効果的、段階的に指導するようにしたこと。(告示1(2)関係)

ウ 総合的な学習の時間を加えて教育課程を編成する場合には、新小学校学習指導要領第1章総則第3の総合的な学習の時間の取扱いによること、また、総合的な学習の時間の授業には年間、学期ごと、月ごとなどに適切な授業時数を充てることとしたこと。(告示1(3)関係)

(2) 学習指導上の留意事項

ア 移行期間中の教育課程の編成・実施に当たっては、新小学校学習指導要領第1章総則第1の教育課程編成の一般方針、第4の授業時数等の取扱い及び第5の指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項の規定を踏まえ、その趣旨の実現を図ること。また、各教科等の指導に当たっては、新小学校学習指導要領を踏まえた指導に十分配慮すること。(次官通知の記の第1の1及び2関係)

イ 総合的な学習の時間については、移行期間中から教育課程に加えることができることとしており、この時間の趣旨を踏まえ、その実施に積極的に取り組むよう努めること。(次官通知の記の第1の2(4)関係)

ウ 各教科等の指導に当たっては、児童の実態等に応じ、個別指導やグループ別指導、繰り返し指導など個に応じた指導の充実を図り、各学年及び卒業までにおいて、児童に読・書・算などの基礎的・基本的な内容が確実に習得されるようにすること。(次官通知の記の第1の4(1)関係)

エ 各教科等の指導に当たっては、観察・実験、見学・調査など体験的な学習や問題解決的な学習を積極的に取り入れるとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用すること。(次官通知の記の第1の4(2)関係)

オ 各学年の指導に当たり、合科的・関連的な指導を進めること。(次官通知の記の第1の4(3)関係)

カ 新小学校学習指導要領において目標及び内容を2学年まとめて示した教科については、特に平成13年度の指導に当たっては、翌年度を見通した適切な指導計画を作成し指導すること。(次官通知の記の第1の4(4)関係)

2 国 語

(1) 移行措置の内容(告示2関係)

各学年の指導については、漢字の指導に関する部分を除き、新小学校学習指導要領によることができるようにしたこと。

(2) 学習指導上の留意事項

音声言語、作文及び毛筆書写の指導については、時間配当にも配慮し、それぞれ適切な指導が行われるようにするとともに、話すこと・聞くこと、書くこと及び読むことに関する言語活動が調和的に行われるようにすること。

3 社 会

(1) 移行措置の内容(告示3関係)